

□総合公園技術員活動における留意事項□

- 1 平塚市内に在住、在勤、または在学の高校生以上で、実技研修会を受けた方が技術員協議会の会員になることができます。
- 2 平塚市、利用者（依頼者）、会員のいずれの間にも雇用関係はありません。
- 3 雇用関係がないことを前提としているので、労災保険の適用はありません。しかし、会員が安心して活動できるように、活動中に関しては任意傷害保険に加入しています。
- 4 活動は自分自身の裁量で選び、選んだ活動は会員として責任を持って遂行してください。
- 5 会員は活動の内容と就業実績に応じて配分金（報償）を受け取ります。
- 6 土・日・祝日に限らず平日の活動依頼もあります。
- 7 活動依頼の大半は、一般チームからの依頼によるものです。

平塚市総合公園技術員協議会